

上山市長	山	本	幸	靖	様
上山市議会議長	大	沢	芳	朋	様
上山市選挙管理委員会委員長	板	垣	郁	子	様

上山市監査委員 大 和 啓
上山市監査委員 枝 松 直 樹

定期監査の結果について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第９項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和２年監査委員告示第１号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項）及び行政監査（同条第2項）。

3 監査等の対象 選挙管理委員会

4 監査期日 令和6年4月26日

5 監査等の着眼点

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。令和５年度上山市監査計画の「２ 監査の実施方針」により行った。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

令和５年度市長・市議会議員選挙において、投票率が６３．３４％と前回は上回ったことを評価する。今後も、わかりやすい啓発活動の推進を図り、市民全体の投票率向上に尽力されたい。

事務事業についても前回の指摘事項等を速やかに改善され、適正に執行をされている。更に効率的な事務執行と選挙従事者の体制整備を図り、市民に信頼される公平で公正な選挙執行に努められたい。